

第71回国民体育大会「ふるさと選手制度」に伴う手続きについて

「ふるさと選手登録届・ふるさと選手制度使用申請書」を下記により行ってください。

- ① ふるさと選手登録は予選会から毎年申請が必要です。
- ② ふるさと選手登録は長野県内の中学校又は高等学校を卒業したことが条件です。
- ③ 1度「長野県」に登録すれば、他の都道府県を「ふるさと」登録することはできません。
- ④ 原則としてふるさと選手制度の活用は、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回まで。回数は2回までの解釈は
*継続して登録すれば、何年でも出場できます。
*1年間登録がなかった場合（地区大会も不参加）は、次年度登録すれば、継続となります。
*登録後、2大会連続登録がなければ、1回の権利が終了します。
*登録後、他県出場又は長野県に戻ってきて「所在地」又は「勤務地」として大会（県内大会も含む）に参加すると1回の権利は終了します。

- ⑤ 締切日

平成27年12月18日（金）県連必着 *押印箇所がある為FAX不可

国体予選会の申込締切日と同日です。

- ⑥ 送付先 (公財)長野県スキー連盟
 〒380-0955 長野県長野市安茂里字上河原3557
 TEL 026-264-5888

- ⑦ 個人情報の取り扱いについて
申請書に記載されていた個人情報は国体申込（関係団体への報告）に関わるものみに使用します。